

うるま市監査委員告示第 5 号

令和 2 年度定例監査の結果に対する改善措置の公表について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定に基づき通

知があったので、同条同項の規定により次のとおり公表する。

令和 3 年 6 月 3 日

うるま市監査委員

安慶名 忠信



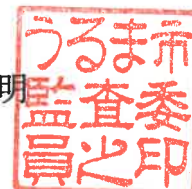
うるま市監査委員

沢紙 孝盛



うるま市監査委員

伊波 良明



令和2年度 定例監査の結果に関する報告への措置状況について

項目	報告事項	講じた措置	担当課
(2) 部課別事項			
【企画部】			
○財政課			
1	<p>定例監査の一環として、平成28年度から平成30年度までの固定資産台帳をサンプル抽出により検証を行ったところ、固定資産台帳への登録作業における入力ミス等で、資産区分の相違、面積、取得価格、簿価等の相違が見受けられた。今後は、更新登録作業後におけるチェック体制の強化を行い再発防止に努められたい。また、管財課が管理する公有財産台帳等とのリンクする項目及び業務上の連携がなく、二重管理となっている。固定資産台帳と公有財産台帳は重複する内容が多くあり、効率的な管理、整合性の面からも台帳番号等をリンクさせて、将来的には一元化を見据えた検討をしていただきたい。</p>	<p>今回の監査において判明した、登録誤りのある個所や同様の誤りがあった箇所については、訂正を行いました。今後は、各課が所管する台帳と突合し、チェック体制の強化を行います。</p> <p>固定資産台帳と公有財産台帳のリンクについて、固定資産台帳は個々の資産1件ごとに管理していますが、公有財産台帳は面積等の増減数値のみを管理し、積み上げ方式を行っていることから、整合が取れない状況となっています。一元管理については、根本的な見直しが必要になりますので、今後、管財課と連携し検討していきます。</p>	財政課
【総務部】			
○管財課			
2	<p>公有財産規則では、公共施設の駐車場に車を放置している場合等、許可のない不法使用に対応する規定がない。市民が公共施設を安心安全に利用するためにも、不法使用に対処するための 規程とマニュアルの策定を検討されたい。</p>	<p>県内他市に照会を行うなど他市の現状を調査し、令和3年度に規程等の策定を検討します。</p>	
3	<p>本庁舎東棟建設時に購入した備品にシールが貼り付けされておらず、また備品台帳も組織改編により廃止された課名のままだった。廃棄や紛失があっても備品管理システム及び備品台帳から 容易に対象物が判別できない状態となっていた。また、うるま市物品会計規則と備品管理システムで規定された備品分類が一致していない。規則の改正とともに効率的に管理する仕組みを構築していただきたい。</p>	<p>全体の備品管理状況を把握し、備品管理システムの分類整理、備品登録の適正化に向けて、令和3年度から当課が主導し全庁的に取り組みたい。</p> <p>また上記取り組みに対応した規則改正も行います。</p>	管財課
4	<p>公有財産台帳の施設面積根拠を確認したところ、これまで施設面積の詳細（地番毎の面積）について確認がなされておらず、当該年度の増減のみで総面積を算出していた。また、固定資産台帳とのリンク項目がなく公有財産台帳と比較したところ一致しなかった。資産の保全を適切に行うために業務の効率化、台帳の精緻化を図っていただきたい。</p>	<p>公有財産の面積根拠について詳細を把握することが課題となっていることから、再任用職員を配置し、台帳の精緻化を進めております。</p> <p>また固定資産台帳との整合性も考慮し、効率的な台帳整理を行いたい。</p>	

項目	報告事項	講じた措置	担当課
5	令和元年度の文書管理ファイル一覧表を確認したところ、同一名称のファイル「歳出伝票（控）」が52件確認された。証憑書類の過度な細分化は事務の煩雑さを招くと思料する。効率的な保管を検討されたい。	令和2年度以降の文書について、過度な細分化とならないようファイル方法を見直しました。なお、令和元年度に52件あった「歳出伝票（控）」は、令和2年度では5件へと整理しております。	管財課
6	普通財産の貸し付けにおいて、法律に基づく契約更新がなされておらず、徴収する根拠がないまま債権として管理されていた。根拠法令を確認し適切に管理されたい。	債権管理における根拠法令を確認し、令和3年度に適切な管理となるよう改善に努めます。	
【福祉部】			
○ 障がい福祉課			
7	平成29年度定例監査報告で障害者福祉団体事業運営補助金交付要綱について、補助対象経費、充当率について定めるよう指摘したが、是正されていなかった。実績報告書から補助対象経費及び充当額が確認できないため、補助金がどのような用途で効果をあげているか検証するためにも要綱で規定されたい。	補助対象経費及び充当率を明確にするための補助金交付要綱改正について、他団体補助金交付要綱を参考にして、令和3年10月までに要綱の見直しを行っていきます。	
8	切手受払簿を確認したところ、職員個人での受払簿の管理があり、当該職員以外による残高確認もなされていなかった。また、切手の大量保管が確認されたことから、管理枚数の削減が見込める料金後納サービスの活用を検討していただきたい。	切手及び受払簿の管理につきましては、職員個人での受払簿の管理は止めて、施錠管理できる庶務担当で一括管理を行うこととし、切手の大量保管がないよう発送枚数が100枚以上の場合は料金後納サービスを活用し、管理枚数の削減を行います。ただし、補助事業の対象となる切手については、担当係長で受払簿の管理を行います。	障がい福祉課
【経済部】			
○ 産業政策課			
9	うるま市、金武町、宜野座村で構成される環金武湾振興協議会で131万5,818円の決算剰余金が確認された。負担金額の算定は交付先団体の規約等で決定されるが、原資は税金であることから、負担金の内容を精査し、場合によっては負担金額の見直しを要望されたい。	本協議会は3市町村の連携による環金武湾地域における産業集積の形成及び広域連携の促進、地域資源を有効に活用した地域を構成する各主体による自立的な取組を支援推進し、域内の持続的な発展と産業活性化に資することを目的としている。負担金は本協議会の目的を達するための事業計画の実施に要するものであるが、各年度適宜精査を行う。	産業政策課

項目	報告事項	講じた措置	担当課
○	農政課		
10	うるま市準公金取扱規程に基づく通帳等の保管状況を確認したところ、担当者の机の引き出しでの保管が一部見受けられた。また、同規程に基づく証書類がなく上司の決裁が確認できない出納事務の執行、通帳の入出金と決算書内訳が一致しない事例も確認された。市と別組織である任意団体であっても市職員が業務上、会計事務を行った場合、うるま市情報公開条例第2条第2項に基づく公文書として情報公開の対象となることから、説明責任を果たすためにも業務改善を要望する。	通帳等の保管については農政課の金庫へ保管するよう担当職員へ指導を徹底し、改善を図ります。 また、準公金とはいえ公金を原資としておりますので、支出伝票類を作成するなど出納事務の執行や決算書類の作成を行うよう、準公金に係る事務担当者へ指導し、決算書案及び通帳等に関する監査を行うことで、通帳の入出金と決算書内訳が一致しないような事態を防ぐよう改善します。	
11	準公金として管理する令和元年度鳥獣被害対策協議会決算の支出が「0円」であったにもかかわらず、市から同協議会へ負担金が支出されていた。活動実績として会議の開催をあげているが、前年度からの繰越額は負担金額を超えており協議会と市で負担の在り方を協議すべきものだったと思料する。	鳥獣被害対策協議会決算額の繰越金が市負担金を超える場合や年間支出が無い場合は、同協議会と市で負担金につきまして戻入等を前提にて協議いたします。 また、今後は適切な支出に努めてまいります。	
12	獣医へ委託して実施している家畜予防注射において受益者が負担する手数料と、市が手数料の一部を助成する根拠がないことから、明確に規定されたい。また、手数料徴収も含めて委託しているが、契約書に現金亡失の際の責任の所在がないため規定する必要がある。	家畜予防注射の手数料及び助成根拠として「うるま市手数料条例」等へ明記するなど改善を行います。 また、現金亡失の責任の所在につきましては令和3年度より契約書にて明記するなど改善いたします。	農政課
13	さとうきび原苗・種苗圃設置管理契約について、圃場設置場所の地番が契約書に明記されていなかった。契約に基づく履行確認するためにも設置場所の地番を明記されたい。	さとうきび原苗・種苗設置管理契約後、受託者が苗を植付けた後で提出いただく報告書内へ圃場設置場所の地番などを明記するよう、改善いたしました。	
14	肉用牛登記・登録業務委託について、公用車に職員と委託者が同乗し業務を実施しているにもかかわらず、見積書内訳に車両借上料が含まれた金額で契約締結されていた。仕様書で積算内訳を適切に設定する必要がある。	肉用牛登記・登録業務委託につきまして、令和3年度契約より仕様書の積算内訳を見直し契約を行います。	

項目	報告事項	講じた措置	担当課
15	津堅島イモゾウムシ等根絶事業に伴う委託において受託者個人に公用車を貸与しているが、免許証の有無について確認がなされておらず、また、貸与に関する取り決めが契約書、仕様書で確認できなかった。この車両は全国市有物件災害共済の保険に加入しているが、事故等が発生した場合、保険が適用されるには契約書等により受託者の車両使用について明確にしておく必要がある。保険は受託者が加入することも可能であることから、どちらが加入すべきかを含めて早急に改善されたい。	津堅島イモゾウムシ等根絶事業に係る業務委託契約に際しては免許証の提示および写しを保管するよう改善を図ります。 また、車両等の貸与に関する取り決めを契約書へ追加いたします。 さらに、市が車両保険および車両保険以外の対人賠償、人身傷害保険へ加入し、作業員による事故等が発生した場合に備える予定です。	農政課
16	優良山羊購入費において、「うるま市優良山羊生産拡大事業実施要綱」に規定された貸付管理台帳等が作成されていなかった。同要綱に基づく優良山羊貸付契約書を確認したところ、飼養管理場所も空欄となっており、適切な管理がなされていない。また、備品台帳より貸し付けた山羊の特定ができないことから、事故等があった場合に判別ができない。要綱の改正を含めて業務改善を要望する。	優良山羊購入費につきまして、貸付管理台帳の作成及び同要綱に基づき、優良山羊貸付契約書の適正な管理を含め業務の改善を行います。 また、山羊生産組合と連携し、令和3年12月をめどに作成いたします。	農政課
○ 商工労政課			
17	IT事業センターの指定管理業務について、指定管理者の裁量により例規と整合性のない入居企業への利用料金徴収、施設利用者への減免が確認された。平成24年度財政援助団体監査結果報告で条例、規則を遵守した減免を実施するよう指摘したが、長年に渡り適切な指導監督を怠っていた。指定管理者に対する監督責任を果たすよう要望する。また、IT事業支援センター条例施行規則第11条第2項第2号で「公共的団体等が使用する場合は減免となっており減免対象者が明確になっていない。減免対象者を明確にし、減免割合も他の類似施設を参考に受益者負担の公平性が図れるよう検証する必要がある。	IT事業支援センターの指定管理者に対して令和3年3月16日付け協議を開き条例、規則等を遵守した運用を行うよう指示を行った。 入居企業との調整には市も同席し説明を行います。 また、IT事業支援センター条例施行規則につきましては、減免対象者を明確にし、受益者負担の公平性が図れるよう規則の改正を令和3年度中に行う予定です。	商工労政課
18	東照間商業等施設の工事請負契約6件と令和2年度へ繰越した工事請負契約9件の随意契約において、それぞれ同一の業者が最低価格を提示した見積額で予定価格の設定がなされ、予定価格と同額の見積額をもって契約締結となっていた。随意契約のできる金額への意図的な分割発注と業者選定方法として疑義を持たれかねない。随意契約を行う際は、ガイドライン等に沿って透明性を高くし、正当性を説明できる理由を明記しておく必要がある。	随意契約を行う際には、ガイドラインを遵守し、透明性を高くし、正当性を説明できる理由を明記するなどし、疑義を持たれないよう適正に執行するよう努めます。	商工労政課
○ 観光振興課			

項目	報告事項	講じた措置	担当課
19	うるま市安慶名闘牛場設置及び管理運営に関する条例施行規則で、減免対象者と減免割合が規定されておらず、担当者の裁量となっている。受益者負担の公平性が図れるよう規則の改正を する必要がある。	同等の施設（石川多目的ドーム）の条例に合わせるよう検討しているところであり、減免割合を含めた条例の一部改正を行う。7月予定の例規審議委員会に図り9月議会にて議案の提出を行う。	観光振興課
20	4自治会に委託している観光トイレ清掃業務委託料の積算根拠がなく、実績報告書を確認したところ契約金額が同額でも清掃回数に差があった。積算根拠を明確にする必要がある。	自治会の前年度の清掃回数を確認し、令和3年度より契約金額の見直しを行った。契約金額に関しては、国土交通省が毎年出している「建築保全業務積算要領」を参考に、清掃員の日割り基礎単価を基準として積算根拠を明確にした。	観光振興課
21	指定管理者が管理する与那城体育施設の減免状況を確認したところ、全ての減免申請書に決裁がないまま許可され、一部に減免の適用誤りがあった。また、教育委員会の承認を得ないまま年末年始の開館を行い減免も行っていった。施設利用の公平性を保つためにもモニタリングを通して適切に指導されたい。	毎月実施している事業報告の中で減免の適用誤り及び年末年始の利用について、指導済み。	観光振興課
【都市建設部】			
○勝連城跡周辺整備室			
22	新型コロナウイルス感染症対策のため県外出張が中止になったにもかかわらず、旅行命令簿の 変更申請と決裁がないまま精算されていた。うるま市職員の旅費に関する条例に基づき手続きを 行う必要がある。	今後はうるま市職員の旅費に関する条例の規定に基づき適切な処理を行っていきます。	勝連城跡周辺整備室
○維持管理課			
23	都市公園台帳において、定期的な点検、整備が行われておらず、記載事項の更新漏れ等が見受けられた。関係法令に則った適正な都市公園台帳の管理に努められたい。 また、台帳が古くなり損傷がみられることから、閲覧に供することができるよう整備、更新を進めていただきたい。	令和3年度中に都市公園法施行規則に則った都市公園台帳の作成及び電子データ化を行い、記載事項については、行政財産、交付税等の報告数量との整合性を図りながら、適正数値のデータ整理を行うこととした。	維持管理課
○検査課			
24	平成30年1月に契約事務の適正化を目的に策定された「うるま市随意契約ガイドライン」と「うるま市見積徴取の基本指針」により随意契約事務手続きは改善されている。しかしながら記載項目が 重複、必要のない様式などがあり、更なる契約事務の適正化と効率化のために見直しを検討されたい。	「うるま市随意契約ガイドライン」及び「うるま市見積徴取の基本指針」については、随意契約の透明性の確保及び事務手続きの統一化等を図る目的で策定しております。指摘のあった記載項目等について、見直しを行い随時改定していききたいと思います。	検査課
【教育部】			
○教育支援センター			

項目	報告事項	講じた措置	担当課
25	青少年相談員が登校支援で自家用車を公務使用していた。万が一事故が発生した場合、教育委員会が加入する災害給付の対象であるものの、保険適用の順序としては自家用車の持ち主である個人の任意保険が優先となり、個人負担を強いられることから、公用車の配置を検討されたい。	今回、ご指摘いただいた指摘については、関係部署及び青少年相談員を配置している小中学校と協議し、是正に向けて取り組みます。	教育支援センター
26	平成31年度教育研究所要覧、他2件の印刷契約について、債務負担行為の設定がなされないまま会計年度をまたぐ契約期間となっていた。会計年度独立の原則に反するものであり、適切な予算執行に努められたい。	今後も、例規等の諸規定に基づき、適切な予算執行に努めてまいります。令和3年度の印刷製本の契約については、当年度に適切に契約を行いました。	教育支援センター
【行政委員会】			
○農業委員会			
27	うるま市農業委員会規則第2条と第12条において、平成28年4月に施行された農業委員会等に関する法律の改正が反映されていなかった。法改正された時点で速やかに対応する必要がある。	県内市町村農業委員会の規則等を参考にしながら令和3年12月末までには、規則の改正を行うことにする。	農業委員会
28	うるま市農業委員会事務処理規程第4条では「委員会の事務は、すべて局長を経て会長の決裁を受けなければならない。」、第5条では「次の事項は、局長において専決をすることができる。」とあるが、第7条で「文書は、すべて局長を経て会長の閲覧決裁をする。」となっており、規定と実務に齟齬がみられる。規程の改正を検討されたい。	うるま市農業委員会事務処理規程を精査し、令和3年12月末までには、規程の改正を行うことにする。	